



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報をAlert/Commentary等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクからAlert/Commentary等の原文をご覧ください。

**Corp.** **インドネシア、外資制限を一部改正**  
[Indonesia Loosens Foreign Investment Limits, but Some Industries Remain Protected](#)

2016年5月18日、インドネシア政府は、外国資本による国内事業への投資に関する制限を一部改正しました。この改正により、大規模な電子商取引事業、医薬品原料製造、ヘルスケア事業、映画産業、飲食業等については、新たに最大100パーセントの持分取得まで認められます。また他にも、商品の製造を伴わない販売業や倉庫業等について、改正後は従来の33パーセントから最大67パーセントの持分取得まで認められます。

他方で、建設業や建設コンサルティング業等のいくつかの事業については、国内の中小企業保護の観点から、国内の中小企業とパートナーシップを結んで事業を行う必要があるとされ、制限が強化されています。

上記はインドネシアでの事業を計画する日本企業等にとって重要な情報であると思われます。

**General** **イギリスのEU離脱について**  
[United Kingdom Votes to Leave the EU](#)

イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票において、離脱賛成票が52%を占め、反対票の48%を上回りました。このように、加盟国が国民投票により離脱を選択することは、EUの歴史上初めてのことです。それでは、今後どのようなことが起こるのでしょうか。

まず言えることは、イギリス及びその他のヨーロッパ諸国は長期的な不確定状態に晒されるということです。すなわち今回の国民投票は、イギリス議会に対し拘束力を持つわけではなく、実際に離脱決定を行うかどうか、離脱決定を行う場合でも離脱の時期及び離脱の方法について、今後イギリス議会は決定する必要があります。また、国民投票の開催決定の公表以降、金融機関やその他の企業が作成してきた緊急対応策も現在再検討されています。

なお、今後どのような手続きが取られるとしても、実際には、イギリスの離脱が成立するまで、少なくとも2年の期間がかかると考えられます。

すなわち、リスボン条約によると、加盟国が離脱するにはまず、50条通知が必要となります。そして当該通知の後、離脱合意の内容について、イギリスとEUが交渉を行うことになります。イギリスの離脱が成立し、EU条約の適用がなくなるのは、上記離脱合意の成立の日、または上記通知から2年（両社の合意により延長可能）経過時点のいずれかとなります。従って、上記交渉が行われている間は、イギリスは加盟国のままです。このため、イギリスのEU離脱は最短でも2018年の第3四半期頃になります。

EU離脱によって、イギリスでは、金融規制、労働法、競争

法、データ保護法及び知的財産法を含む、大規模な法制の見直しが必要となります。このような大規模な見直しは、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド議会に委譲された立法権限にも及びます。今回の離脱は、EU残留を主張してきたスコットランド及び北アイルランドの民意に反する点、事態をより複雑なものにすると考えられます。

**IP** **特許訴訟での三倍賠償ルールを覆す米国最高裁判決**  
[Supreme Court Upends Law of Treble Damages in Patent Cases](#)

2016年6月13日、米国最高裁判所は、特許権侵害訴訟に関する根本的問題に関して、またもや連邦巡回裁判所判決を覆しました(*Halo Electronics, Inc. v. Pulse Electronics, Inc.*, No. 14-1513, *Stryker Corp. v. Zimmer, Inc.*, No. 14-1520と併合(「Halo判決」))。Halo判決以前において、巡回裁判所では、米国特許法284条の三倍賠償請求を認めるためには、故意侵害の立証が必要条件とされていました。さらに、シーゲート事件連邦巡回裁判所大法廷判決(*In re Seagate Technology, LLC*, 497 F.3d 1360, 1371 (Fed. Cir. 2007) (en banc))において、故意侵害の有無を決定するための2段階テストが確立されていました。すなわち、第1として、侵害者の行為が客観的に無謀であったか否か、次に、客観的に無謀であったと認められた場合に、侵害について主観的に故意が認められるか否かという点を審理するものです。

Halo判決は、このシーゲートの基準が法文と一致しておらず、不当に厳格であり、裁判所の裁量を妨げるものであるとして、否定しました。また、故意侵害の認定に従来連邦巡回裁判所が採用していた「明白かつ確信を抱くに足る証拠(clear and convincing evidence)」原則ではなく、「証拠の優越(preponderance of the evidence)」原則により判断されるべきものとししました。

Halo判決は、近年の最高裁判決と比べて特許権者に有利な方向性を示した稀なケースであり、従来に比べて、特許権者は、増額損害賠償を主張しやすくなります。この判決は、米国において特許侵害訴訟の当事者となる日本企業にとって、実務的に重大な影響がある判例であります。

**IP** **欧州特許庁、異議申立て手続の効率化を発表**  
[EPO Announces Streamlined Opposition Proceedings](#)

2016年6月1日、欧州特許庁(EPO)は、異議申立て手続の迅速化を図るため、同手続の改正を発表しました。EPOの異議手続は、平均して3.5年の期間を要する非常に遅い手続となっています。この改正では複雑でない事件については異議申立て期間の満了時から15ヶ月以内に決定を出すことを目標としています。この改正は2016年7月1日に発効します。

従前の手続では、特許権者は異議申立書の受領後、答弁書提出までに4ヶ月の期間があることに加えて、請求さえすれば特に理由の立証もなくさらに2ヶ月間の猶予を与えられていました。これに対して、改正以降は延長を認めるべき例外的場合に当たることについて、十分に立証した場合にのみ延長が認められます。さらに、異議申立人は、特許権者の意見や補



正に対して、応答する機会を自動的に与えられなくなります。特許権者の意見書が出ると、異議申立人に通知されるとともに、異議部が次の手続(多くは口頭審理への呼出し手続)の準備を始めることとなり、異議部が必要と認めたときのみ、異議申立人の応答が要求されます。

異議部からの通知に対する応答の期間も制限されます。実体問題についての通知については4ヶ月間、その他の通知については2ヶ月間とされ、延長は例外的な場合に制限されます。また、口頭審理は、呼出しから6ヶ月経過した日以降に行われます。口頭審理のための意見や補正はヒアリングの日から遅くとも2ヶ月前に出さなければなりません。この場合も延長は例外的な場合に制限されます。

今回の改正は、間もなく施行されるため、異議申立てをされた特許の特許権者は、応答を遅くしたい場合には、すぐに行動し、2016年7月1日までに、期間延長の申請をすることをお勧めします。

その他、2016年6月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

**Antitrust**

米国当局、雇用契約における競業禁止義務規定を注視  
[Authorities Increasing Scrutiny of Employee Noncompete Agreements](#)

**BR&R**

米国最高裁、詐欺的譲渡が破産免責の適用除外事由に含まれる旨判示  
[U.S. Supreme Court Holds that "Actual Fraud" Discharge Bar Encompasses Fraudulent Transfers](#)

**BR&R**

英国、破産者の保険会社に対する第三者の直接請求について法改正  
[Direct Claims Against UK Insurers of Insolvent Defendants](#)

**Corp.**

標的とされる企業 - 製造物責任の観点から  
[Corporations in the Cross-Hairs: A View from the Product-Liability Trenches](#)

**Disputes**

米国最高裁、利息制限法の適用を争う上告を認めず  
[Madden v. Midland Funding, LLC: Supreme Court Denies Review of Controversial Second Circuit Ruling](#)

**Finance**

米連邦銀行規制当局、新たな流動性リスク管理及び情報開示に関する基準を提案  
[Federal Bank Regulators Propose New Long-Term Liquidity Standards](#)

**General**

米国環境保護局、CO2 排出規制に関するクリーン・エナジー・インセンティブ・プログラムを推進  
[EPA Moves Forward with Implementing Clean Energy Incentive Program Despite Stay of Clean Power Plan](#)

**General**

米国最高裁、不正請求取締法における黙示的な不正請求の認定方法について判断  
[Supreme Court Decides Validity of Implied False Certification Theory in Universal Health Services v. Escobar](#)

**General**

米国連邦政府、政府調達先企業について新たなサイバーセキュリティシステムを義務付け  
[Agencies Establish Baseline Cybersecurity Safeguards for Information Systems Containing Federal Contract Information](#)

**General**

米国裁判所、ブロードバンドサービス業者をユーティリティ提供者と同視すべきとの連邦通信委員会の主張を支持  
[Third Time's a Charm for Net Neutrality: D.C. Circuit Upholds FCC's Reclassification of Broadband](#)

**General**

テキサス州連邦裁判所、不正請求取締法の事案において州法に基づく秘匿特権の適用を否定  
[Texas Federal Court Declines to Apply State Law Privilege in False Claims Act Case](#)

**General**

米国最高裁、組織犯罪対策法の域外適用を制限  
[Supreme Court Limits Extraterritorial Application of RICO](#)

**General**

オーストラリアにおける近時のプロジェクト関連紛争案件  
[Projects Disputes in Australia: Recent Cases](#)

**General**

ブラジル企業買収の好機到来か?  
[Time to Be Bullish to Buy Brazilian Businesses?](#)

**IP**

米国最高裁、現在の当事者系レビューに関するルールを追認  
[Supreme Court Affirms Existing Rules for Inter Partes Review Proceedings](#)

**Tax**

米国税務裁判所、米国歳入庁の移転価格決定手法を否定  
[Tax Court Rejects IRS Transfer Pricing Approach in Medtronic](#)